



アスリートガイド  
2021年版世界アンチ・ドーピング規程  
(2021Code)における重要な変更点

**ADEL**

# 目次

この2021Code『アスリートガイド』の目的とは？	4
世界アンチ・ドーピング規程 (Code)とは？	4
国際基準とは？	5
いつ2021Codeが施行される？	6
2021Codeのためにアンチ・ドーピング機関が準備していることは？	7
あなた自身は「アスリート」のどのカテゴリー？	7
Codeの基本原理－変更点は？	8
確認：2021Codeにおけるあなたの役割と責務	11
定義：2021Codeでの新しい「定義」は？	12
教育－新しいこととは？	13
引退したアスリートの競技への復帰－重要なこととは？	14
特定のアスリートのグループ－変更点は？	15
禁止物質に関する変更点と、禁止物質の検出－変更点は？	16
検体の分析方法と検体がどのように使われるのか－変更点は？	18
結果の管理－変更点は？	19
アンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) と制裁－変更点は？	20
変更点	22
聴聞会 & 不服申し立て－新しい点は？	25
最後に	26

## この2021Code 『アスリートガイド』 の目的とは？

本アスリートガイドは、世界アンチ・ドーピング規程 (以下、「Code」)における主要な変更点、特にあなた自身に大きな影響がある点について、あなたの理解を助けることを目的としています。あなたの健康を守り、あなた自身のアンチ・ドーピングにおける権利を守ることが、クリーンスポーツを守るための私たちの取組みの中心的な目的としてあります。

Codeにある実際の言葉やあなたのアンチ・ドーピング機関 (ADO)のアンチ・ドーピング規則 (法的拘束力を持つもの：日本の場合は「日本アンチ・ドーピング規程(JAPAN Anti-Doping Code)」)に代わるものではないですが、本アスリートガイドは、2021年版Codeの概要を簡素化した内容としています。

### Codeの署名当事者とは？

世界アンチ・ドーピング規程を承認または署名した機関のこと。それらの機関の中には、オリンピックやパラリンピック大会などに参加するために署名当事者となった機関もあります。クリーンスポーツにおけるアスリートの権利を守るため、Codeの署名当事者となった機関もあります。署名当事者は、Codeと国際基準を遵守しなくてはなりません。



\*日本での署名当事者は、JADA (日本アンチ・ドーピング機構)、JOC (日本オリンピック委員会)、JPC (日本パラリンピック委員会)。日本国内で適用される統一規則は『日本アンチ・ドーピング規程(JAPAN Anti-Doping Code)』。JADAがスポーツ基本法(2011年/平成23年施行)に基づくアンチ・ドーピングの統括機関(NADO)で日本規程の管理をし、世界規程(CODE)への遵守義務を持つ

## 世界アンチ・ ドーピング規程 (Code)とは？

Codeは、全スポーツ・全世界の統一したアンチ・ドーピング規則です。Codeは、アスリートにとっての基本的な権利である、クリーンスポーツに参加する基本的な権利を守るためのものです。Codeは、あなた自身の、そして世界のアスリートの健康、フェアネスと平等な機会を促進し守ることを目的としています。

Codeは2004年7月に初めて施行され、2021年版Codeが2021年1月1日より施行、第4版目となります。

Codeは、全オリンピック・ムーブメント、各スポーツ機関、世界各国の国内アンチ・ドーピング機関 (NADOs) によって承認されています。UNESCO『スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約』は、185ヶ国以上により批准されています。政府とスポーツ界全体が、クリーンスポーツにコミットしています！

Codeを施行するために、各署名当事者は、各国・各スポーツの事情に即したアンチ・ドーピング規則に基づき、アンチ・ドーピング・プログラムを実施します。これらの規則は、Codeを基盤としWADAが承認します。大切なことは、あなたにアンチ・ドーピング規則が適用される、ということを知ることです。



世界アンチ・ドーピング 機構 (WADA)のウェブサイトで、Codeの原文を観ることができます

[www.wada-ama.org](http://www.wada-ama.org)

日本語訳 (JADAウェブサイト) :

<https://www.playtruejapan.org/code/provision/2021codeis.html>

# 国際基準とは？

世界アンチ・ドーピング機構(WADA)は、アンチ・ドーピングのコミュニティとアスリートとのコンサルテーションを通して、世界中で一貫性を保つためにアンチ・ドーピングにおける各種テクニカルな領域に関する国際基準(International Standards)を策定しています。

国際基準を施行することは、全てのCode署名当事者にとって、義務となります。

- **教育に関する国際基準 (ISE)** (2021年より新規施行) - 全てのアンチ・ドーピング機関 (ADOs)が、アスリートとサポートスタッフに対してアンチ・ドーピング教育のプログラムを実施することで、アスリートらが、アンチ・ドーピングのルールに関わる内容とクリーンスポーツの価値を確実に認識することを目的としています。「アスリートが検査の前に教育を受けること」がISEの主たる重要な原則です。

## サポートスタッフとは

スポーツ競技会に参加し、または、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、または、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親またはその他の人をいう

- **禁止表に関する国際基準 (List)** - スポーツにおいて禁止される物質と方法のリスト (一覧) のこと。禁止表について知り、それら禁止されている物質がいつ禁止されているのか (競技会 (時) のみか、競技会関係なく常時なのか) について知っておく必要があります。あなたのサポートスタッフも禁止表について知ることが大切です。禁止表を確認せず、いかなる物質や方法などを使用しないようにしましょう。
- **治療使用特例に関する国際基準 (ISTUE)** - アスリートが治療使用特例 (TUE) を申請する際のプロセスが記載されています。TUEが承認され付与されることで、正当な医学的状況において治療が必要な際に、禁止されている物質や方法の使用が許可されることがあります。

TUEが必要な場合、1つのアンチ・ドーピング機関に対して申請する必要があります。自身のIFかNADOにまずは確認を。対象となる物質または方法について、1つ以上のADOからTUEを得ることはできません。

NADOは、国内レベル競技者にTUEを付与し、そのTUEはどの国の国内レベルの競技大会においても有効となります。

IFは、国際レベルの競技者にTUEを付与し、そのTUEはどの国際レベルの競技大会においても有効となります。

- **検査及びドーピング調査に関する国際基準 (ISTI)** - アンチ・ドーピング機関 (ADOs)によって、アスリート・バイオロジカル・パスポート (ABP)を含むアンチ・ドーピング検査及びドーピング調査をいかに実施すべきか記載されています。ISTIにおける直近の改定は、以下を含んでいます。
  - ・ アルコール摂取は、ドーピング検査室 (DCS) にて許可されません
  - ・ 分析のための適切な比重は、2020年に変更
  - ・ DCO (検査員) が、あなたに代わり密封した部分検体 (分析のための適切な尿量に達していない検体) を管理し続けます

### ■ 分析機関に関する国際基準 (ISL)

一尿と血液の検体を分析し、検体に関連したデータをどう扱うべきかが記載されています。WADA より認定された分析機関 (WADA認定分析機関) のみが、ドーピング・コントロールの目的のために検体を分析することができます。分析機関は、認定を取得し認定を維持するために厳格な基準に従わなくてはなりません。ISLには、ABPなどの検査プログラムを管理しなくてはならないことも記述されています。



ABPとは、個々のアスリートの検体を経時的に採取し、経時的な検査データから異常な変化をモニタリングする方法 (「ドーピングのバイオマーカー」ともいう)。つまり、1回の検査で禁止物質・禁止方法が検出されずとも、血液の経時的データから特定の物質などを検出することが可能となります。

### ■ 結果管理に関する国際基準 (ISRM) (2021年より新規施行)

一聴聞会に関わるプロセスを含む全てのアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) について、一貫性、公平性をもって行われることが記載されています。

### ■ プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準 (ISPPPI)

アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピングの目的のためにあなた自身のデータを収集、管理、処理、保存する際に、あなたのプライバシーとデータが守られることを確実にするための原則が記載されています。

### ■ 署名当事者の規程遵守に関する国際基準 (ISCCS)

アンチ・ドーピング規則とプログラムが施行され、全スポーツ・全世界で一貫性をもって執行されることを確実にするためのもの。ISCCSは、あなた自身のグローバルなアンチ・ドーピング・プログラムへの信頼、そしてスポーツや競技会のインテグリティを守るために私たちが尽力していることへの信頼を得ることにつながります。ISCCSでは、WADAが署名当事者のCodeへの遵守状況をモニタリングし、遵守していない署名当事者に対してアクションを起こすことを可能としています。

## いつ2021Codeが施行される？

2021Codeは、2019年11月「スポーツにおけるドーピングの防止に関する世界会議」にて承認され、2021年1月1日より施行されます。



# 2021Codeのために アンチ・ドーピング機関が 準備していることは？

世界アンチ・ドーピング規程(Code)の署名当事者は、自身のアンチ・ドーピング規則とアンチ・ドーピング・プログラムを、2021Codeに即して2021年1月1日までに変更する必要があります。あなたのアンチ・ドーピング機関 (ADO) のウェブサイトへ行き、新しいアンチ・ドーピング規則を確認しましょう。アンチ・ドーピング規則や手順に関する変更が、公開されています。

\*日本の場合は、JADAのウェブサイト、『日本アンチ・ドーピング規程 (JAPAN Code)』

<https://www.playtruejapan.org/code/provision/japan.html>

<https://www.realchampion.jp/>

WADAはアンチ・ドーピング機関が2021Codeに遵守することを可能とするため、“Code Implementation Support Program (CISP: Code施行サポートプログラム)”を通してサポートしています。

ADEL [<https://adel.wada-ama.org>]から、より詳細の情報を得ることもできます。

## あなた自身は 「アスリート」の どのカテゴリー？

世界アンチ・ドーピング規程 (Code)では、「アスリート」をいくつかのグループに分類しており、Code上では以下のいずれかのグループに「アスリート」は区分されます。

- 国内レベル (National-Level Athletes)
- 国際レベル (International-Level Athletes)
- 18歳未満の者 (Minors)
- 要保護者 (Protected Persons)
- レクリエーション (Recreational Athletes)

あなたの国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) と国際競技連盟 (IF)は、各アスリートのグループを定義しているのです、あなたがどのグループなのかを知ることは重要です。



# Codeの基本原則—変更点は？

## 健康 / ヘルス

- 2021Codeでは、健康が基本原則の最上位の位置づけに

- 2021Codeに付随する新しく策定されたアスリート宣言へのアクセス  
<https://www.wada-ama.org/en/resources/anti-doping-community/athletes-anti-doping-rights-act>

## あなたの権利

### 『アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言（アスリート宣言）』

- Codeの基本原則には、アスリートの権利が含まれています
- Code内の様々な条項でアスリートの権利の記載があるため、1つの書式として『アスリート宣言』に要約されています
- 世界のアスリートやステークホルダーとの協議を通して、WADAのアスリート委員会によって起草。あなたのアンチ・ドーピングにおける権利を明示的にし、権利をより簡単に行使することができるようになることが、アスリート宣言の目的です
- アスリート宣言では、アンチ・ドーピング・コミュニティがあなたの権利を守るために実施すべき重要なことも強調しています
- 2構成のアスリート宣言
  - Part 1 – Codeと国際基準に記述されている、あなたの権利
  - Part 2 – Codeと国際基準に記載はされていないが、アスリートにとってアンチ・ドーピング機関がベスト・プラクティスとして採択するようにアスリートが推奨するアスリートの権利







## 2021Codeにおける あなたの役割と責務

Codeでは、アンチ・ドーピング上における  
あなたの役割と責務が記載されています

# 確認：

## 責務

アンチ・ドーピング上の正当な目的と、アスリート自身の人権及びプライバシーに配慮された上で、いつでも検体採取に応じること

**i** 検査にいつでも対応

自身が摂取するもの、使用するものに対して責任を負うこと

**i** **厳格責任：**あなたの身体については、あなた自身の責任

アンチ・ドーピング規範および規則違反とならないように、医療従事者に対して、自らが禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝え、自らが受ける医療処置について責任を負うこと

**i** **Tell**—医師らに自分がアスリートで、禁止物質及び禁止方法を使えないことを伝える

**Check**—すべての治療薬に禁止物質が含まれていないか、摂取の前に確認

**Ask**—不明な時はヘルプを求める！

規則違反に関するドーピング調査に協力すること

**i** 求められた時にはドーピング調査に協力

## 役割

アンチ・ドーピング規範及び規則のすべてについて精通し、遵守すること

**i** アンチ・ドーピングのルールを知り、ルールを守ること！

過去10年の間に、非署名当事者よりアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) が認定された決定があれば、その旨をあなたの国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) と国際競技連盟 (IF) に開示すること

**i** 過去10年の間に違反が認定されたことがあれば、あなたのNADOかIFに伝える

あなたがアンチ・ドーピング機関から求められた際には、あなたのサポートスタッフの身分を開示すること

**i** 求められた際には、あなたをサポートするコーチ、理学療法士 (フィジオセラピスト)、医者などの情報を共有

# 定義：2021Codeでの新しい「定義」は？

全ての人の理解を助けるため、主要なアンチ・ドーピングの用語の意味を、Codeの中に「定義」として明示的に記述をしています。

以下の定義は、2021Codeで変更、追加、もしくはより明示化されたものです。

## 教育 / Education

- 2021Codeでは、初めて「教育」を以下で定義  
「スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。」

## 不正干渉（ふせいかんしょう） / Tampering

- 不正干渉は以前にもアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV)として規定されています
- 2021Codeでは、検査のプロセス、またはドーピング・コントロールに関わるどの側面であったとしても、介入をすることについては、不正行為の事例として明示的にされています
- アンチ・ドーピング機関に対して、文書を偽造（ぎぞう）すること、または証人から虚偽（きょぎ）の証言を提供することも、不正干渉としてみなされます

## 意図的 / Intentional

- アンチ・ドーピング規則違反が「意図的」に行われたものではない旨を自身が立証できた場合にのみ、資格停止期間の短縮となる可能性があります
- 「意図的」とは、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成すること（規則違反であること）を認識した上でその行為を行ったか、またはその行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し、もしくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したアスリートまたはその他の人のことを指します

## 競技会（時） / In-competition

- 禁止物質や禁止方法によっては、常に（競技会（時）及び競技会外の双方において）ドーピングとして禁止されるものと、競技会（時）においてのみ禁止される物質及び方法があります。必ず「競技会（時）」の期間の確認を！
- 「競技会（時）」の期間とは、参加する予定の競技会の前日、午後11:59 (23:59) に開始され、その競技会および競技会に関する検体採取の手続き終了までの期間のこと
- 国際競技連盟 (IFs)は、正当で説得力のある理由がある場合には、競技会（時）の期間について異なる定義をWADAに対して提示することができます
- WADAが承認した場合には、そのIFの競技会（時）の期間は違う定義となり、その競技会を含む競技会を運営する主要競技大会機関 (MEOs)は、そのIFの競技会（時）の定義に従うことになります

競技会前には：



- IFのアンチ・ドーピング規則を読む
- 競技会の期間を確認

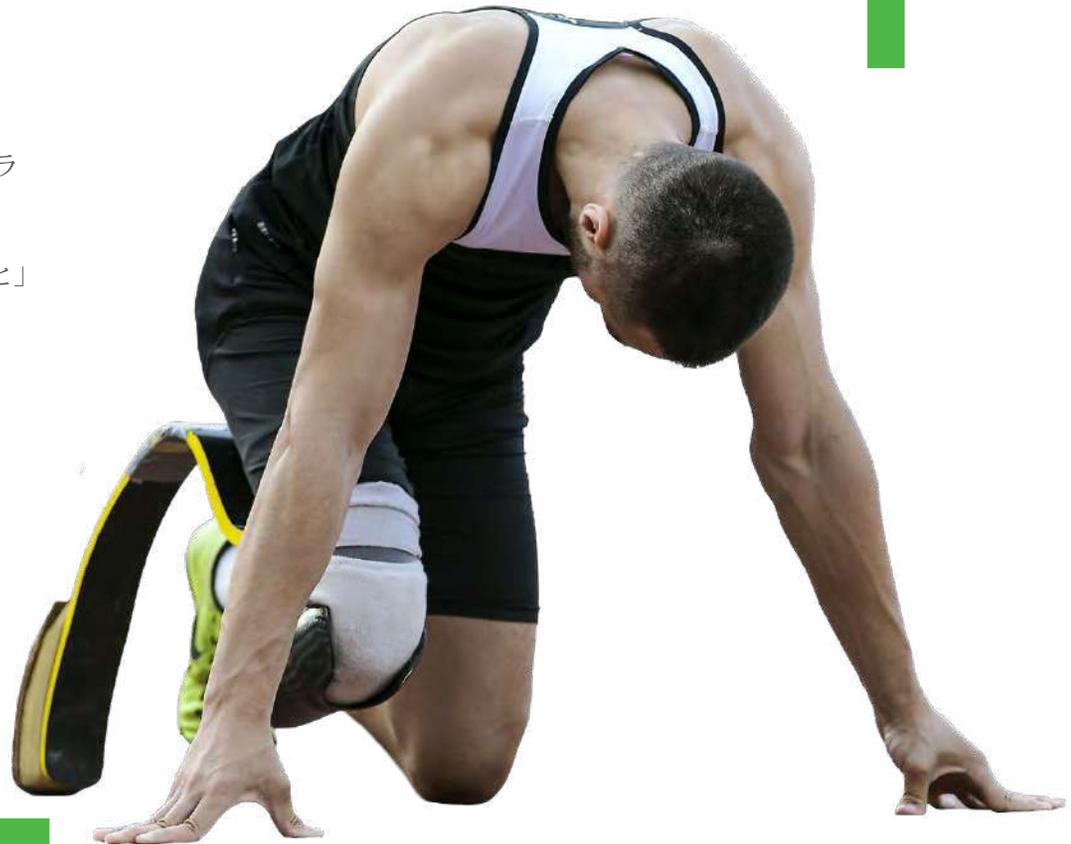
# 教育—新しいこととは？

- Codeでは、アンチ・ドーピング機関 (ADOs) が誰を教育し、何のアンチ・ドーピングに関するトピックスについて知るべきかを記載しています
- 2015年以来、アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング教育を実施することは義務化されていましたが、「教育/Education」の定義がされていませんでした
- 『教育に関する国際基準 (ISE) 』は、新しい国際基準として2021年1月1日より施行します
- ISEでは、アンチ・ドーピング機関が提供するべき教育計画、教育の実施方法、教育実施、モニタリングそして教育プログラムの評価について記載しています
- ISEには、あなた自身が「検査を受ける前に教育を受けること」の重要性が記載されています

## 教育を受けよう！

Codeでは ADOsが教育プログラムを実施することを義務化しています。

あなた自身が自分で正しい情報を得て、クリーンスポーツの価値に基づき、アンチ・ドーピングのルールに従ってトレーニングや競技会に参加することが重要です。





## 引退したアスリートの競技への復帰 —重要なこととは？

- 以前に登録検査対象者リスト (RTP) に含まれていたことがあり、引退から復帰をしようとする場合、検査を受けるまでは、国内・国際競技大会には出場できません
- 必ず6か月前に、あなた自身の国際競技連盟 (IF) と国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) に書面で復帰の旨を提出しなくてはなりません。新しい／違う競技で復帰を試みる場合であっても、同様の手続きが必要です
- IFとNADOは、RTPアスリート以外（登録経験がないアスリート）にも、同様の手続きを課すことがあります。競技に復帰する前に、あなたのアンチ・ドーピング機関に必ず問い合わせして下さい
- もし6か月前に書面での提出がなかった場合には、国内・国際競技大会いずれであっても、競技大会の結果は失効します
- これまでのCode同様に、WADAは、関係するIFやNADOと協働し、本ルール of 厳格な適用が不公平であるとみなした場合にのみ、6か月前の書面での提出について、例外を与えることもあります

### 引退から戻る時？



**Email** — IFとNADOに伝える

**Wait** — IFとNADOがメールを受け取ったことの返信を待ち、競技会に出場する前にIFとNADOの指示を待つ

# 特定のアスリートのグループ—変更点は？

## 「要保護者 (Protected Persons)」と 18歳未満の者 (Minors)

- 「要保護者」とは、アスリートが以下のいずれかに当てはまる人のこと
  - 16歳に達していない
  - 18歳に達しておらず、RTP（検査登録対象者リスト）に含まれたことがなく、どの国際競技大会にも出場したことがない
  - 年齢に関係なく、アスリートが国籍を有する国の法律において、法的能力が十分でないとして認定されている
- 要保護者は、16～17歳で、エリート/ハイパフォーマンスアスリートには適用されません
- 要保護者がアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV)となった場合には、制裁のルールよりも柔軟な対応を受ける可能性があります
- 「18歳未満の者 (Minors)」とは、アスリートが17歳か、それより年齢が低い人のこと
- 18歳未満の者で、16～17歳のエリート / ハイパフォーマンスアスリートがアンチ・ドーピング規則違反となった場合には、制裁について一般的に公開されることへの例外措置がされることもあります



法的な能力とは、アスリートが国籍を有する国の法律において、法的能力が十分でない（自身の生活を決定する、自身の権利を行使する、契約関係を結ぶ、自身のために弁明するなど）と認定されている人のこと

## 「レクリエーション競技者 (Recreational Athletes)」

### —より柔軟な制裁の適用

- 「レクリエーション競技者」は、2021Codeでの新しい定義で、新しいアスリートのカテゴリー
- レクリエーション競技者で、アンチ・ドーピング規則違反 (ADRV)となった場合には、要保護者と同様に柔軟な制裁が適用されることとなります
- 各国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) が、誰がレクリエーション競技者に含まれるのか、ということ定義しますが、過去5年間にアンチ・ドーピング規則違反となり、以下のいずれかに該当するアスリートは含まれません
  - 国際レベルの競技者、もしくは国内レベルの競技者であった人
  - オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表したことがある人
  - 国際競技連盟 (IF) もしくは国内アンチ・ドーピング機関(NADO)によって、RTPに指定されたことがある人。  
または、その他の居場所情報提出のための対象者 (Whereabouts Pool) に含まれたことがある人



居場所情報は、事前通告無しの競技会外検査をサポートするために、ある一定のカテゴリーのアスリートにより提供されるものです。居場所情報には、宿泊先、毎日60分の時間枠、詳細のコンタクト先、定期的な活動（例えばトレーニング、仕事、学校／大学）の場所が含まれます

# 禁止物質に関しての変更点と、禁止物質の検出 —変更点は？

## 特定と非特定物質 (Specified and Non-Specified)

- 禁止表 (List)に記載されている物質は、「特定物質」または「非特定物質」に分類されています
- 特定物質は、薬局などの店頭で購入することが容易にできる薬などに含まれていることがあるため、アスリートの検体の中から禁止物質が検出される可能性が高いといった理由があるものです
- WADAの禁止表策定の専門家グループが、禁止方法を「特定の禁止方法」として分類することを決定することもあります（以前はできなかった専門家グループの機能

## 濫用物質 (Substances of Abuse)

- WADA禁止表策定の専門家グループによって、禁止物質が「濫用物質 (らんようぶっしつ)」として特定されることもあります
- スポーツ以外の領域、そして競技会以外で物質を摂取し、スポーツのパフォーマンス (競技力) に関係ないことをアスリートが証明した場合には、3か月の制裁となる可能性があります
- アスリートが、アンチ・ドーピング機関 (ADO)より認定されたりハビリテーション・プログラムを完了した場合には、制裁期間が1か月に短縮されることもあります

### 禁止表 (List) は毎年更新！

最新の禁止表は、毎年10月にWADAのウェブサイト([wada-ama.org](http://wada-ama.org))に公開され、1月1日より施行されます。

1年に1度だけでなく、年内を通して禁止表が変更されることもあります。3か月間は禁止表が変更されることについてアンチ・ドーピング機関が情報共有することになっています。

最新の情報を必ずチェック！



## 禁止表からの禁止物質の追加もしくは除外

- 禁止表から禁止物質として追加、もしくは除外される場合には、明示的に記載される場合を除き、それ以前に採取されていたアスリートの検体に対して新規禁止表に基づく分析はされません
- 資格停止期間に現に服している（スポーツへのすべての参加が許されていない）アスリートで、制裁の理由となった禁止物質や禁止方法が禁止表から除外された場合には、結果管理の責任を負っていたアンチ・ドーピング機関(RMA)に対して、資格停止期間の短縮を検討するよう申請することができます



結果管理の責任を負うアンチ・ドーピング機関(RMA)が、特定事案に関わる全プロセスの結果管理を行います

## 検体開封に関する手順

- 検体は、初期分析のために2つに分けられます。分けられた後なお尿が残っている場合は、保管されます。つまり、例えばBボトルの検体が残っていた場合、Bボトルの検体をさらに2つに分け、新しいAとBボトルの検体とすることができます。分けられたすべての検体は、初期分析に使うことができます
- 分析機関そして／もしくは結果管理の権限を有するアンチ・ドーピング機関は、アスリートに対して、検体のボトルの開封に立ち会う機会があることを知らせなくてはなりません。さらには、検体が分割される際にあなた自身が立ち会う権利があります
- しかし、もしアスリートの立ち合いが無い場合でも、結果管理の権限を有するアンチ・ドーピング機関は検体を開封し、分割し、分析することもできます。独立の立会人の前で検体が開封されることもあります



「違反が疑われる分析報告 (AAF)」  
WADA認定分析機関から分析の結果、アスリートの検体の中に禁止物質が存在していたことをADOに対して報告すること

## 覚えておこう！：

### サプリメントとその他の製品に関するリスク

- サプリメントにみられる汚染については、アスリートにとってのリスクです。サプリメントには、ラベルに全ての内容物の記載がなく、製造過程でその他の物質が知らずに含まれてしまっていることもあります
- あなたのもとに違反が疑われる分析報告(AAF)が届いた際には、禁止物質がどこから自身の体内に入ったのか、あなた自身が入手経路をすべて立証しなくてはならず、AAFがサプリメントの使用に起因するものであることも、あなた自身が立証する必要があります



#### 覚えておこう！

どんなサプリメントでも、使う前にリスクを常に考え、どの製品でもリサーチ（検索）をすること。サプリメントのリスクに向き合わず、リスクを最小限に抑えることを自身でしない場合、サプリメントが汚染されており、あなた自身が陽性となった場合には、制裁期間の軽減が適用されないこととなります

# 検体の分析方法と検体がどのように使われるのか —変更点は？

## 検体分析からの情報の使用

- 検出方法の質を立証し高めるため、新しい分析方法を開発するため、もしくは閾値（いきち）を設定すること（検体内の禁止物質を検出する際の分析機関が報告するため）を助けるために、検体を使用することができます。あなたの書面による同意の下、アンチ・ドーピングのための研究に検体を使用されることがあります
- 検体の分析データとアンチ・ドーピングに関する他の関連情報は、これらの目的のために使うことができます
- ただし、これらの目的のためにサンプルや分析データを使用する前に、WADA認定分析機関とアンチ・ドーピング機関（ADOs）は、検体が確実に匿名となるような手段を踏みます。これらの目的のために使用するには、検体があな自身、もしくは他のどのアスリートのものであるか、といった特定ができない方法で処理されます

## 他の分析機関の使用

- WADA認定分析機関、もしくはWADA承認分析機関のみが、違反が疑われる分析報告（AAF）をすることができます
- しかし、ドーピング調査を支援するためにWADAが認定もしくは承認した分析機関以外の分析機関（ラボ）を使用することもできます

## 検体及びデータを保有するWADAの権利

- WADAは、検体および関連分析データまたは情報を、分析機関もしくはアンチ・ドーピング機関から、物理的に入手することができます

## 適用される安全性、医療、資格、行動規範に関する規則

- あなたのアンチ・ドーピング機関は、安全性、医療、資格または行動規範に関する規則を持っており、あなた自身が安全で、あなたのスポーツがフェアであることを守ることを目的としています

- 世界アンチ・ドーピング規程 (Code)では、あなたを守るためにアンチ・ドーピング以外の目的でこれらの規則を署名当事者が持つことを妨げていません
- 必要に応じ、そして、あなたから追加検体を採取することを避けるために、アンチ・ドーピング機関がこれらの規則を執行し、ドーピング・コントロールにおける検体や検体からの分析結果を使用することができます



自身のスポーツに安全でフェアに参加するために従うべき、すべてのルールや行動規範の規則について知ることが重要です！

## 検体の更なる分析

- アスリートに違反が疑われる報告がされる前に、何度か検体を分析にかけることができます
- もし検体が陰性であれば、検査の採取を指示したアンチ・ドーピング機関かWADAが検体を保管し、更なる分析の対象とする場合があります
- あなたに対して権限を有するどのアンチ・ドーピング機関も、検査を指示したアンチ・ドーピング機関かWADAからの承認を得た上で、陰性となった検体を更なる分析にかけることができます



例えば、国際パラリンピック委員会(IPC)は、パラリンピック競技大会中に採取し、初期分析が終了したら検体を保管することができます。国内アンチ・ドーピング機関(NADO)は、IPCからの承認を得て、保管された検体の分析を行うことができます。

## 結果の管理 —変更点は？

- 『結果管理に関する国際基準(ISRM)』は、新しい国際基準として2021年1月1日より施行します
- ISRMでは、アンチ・ドーピング規則違反(ADRV)となり得る事案について、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関(RMA)によって踏むべきすべてのステップが列挙されています。さらにISRMでは、アスリートに対して提供すべき情報や、結果管理に関するすべてのプロセスにおける日程(タイムフレーム)を列挙しています
- アンチ・ドーピング規則違反のためアンチ・ドーピング機関により課された制裁はすべて、Codeの署名当事者である他のアンチ・ドーピング機関により、承認されることとなります
- つまり、アスリートが一つの国際競技連盟(IF)もしくは国内アンチ・ドーピング機関(NADO)から暫定的資格停止が課されていた場合、その他全てのアンチ・ドーピング機関がその暫定的資格停止を適用することになります
- ただし、主要競技大会においては、少し適用の仕方が変わります。大会を開催する主要競技大会機関は、限定的な範囲で大会に関連するアンチ・ドーピング規則違反への追加的制裁を課することができます  
(例：結果の失効、アクレディテーションのはく奪、メダル又は褒賞のはく奪、暫定的資格停止)。しかし、結果管理と制裁措置は、関係する国際競技連盟(IF)が行います

例えば、短距離走の競技者が暫定的資格停止が課されており、ボブスレー競技にも出場していた場合、その暫定的資格停止は、ボブスレー競技にも適用されません。



# アンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) と制裁 —変更点は？

## ドーピングとは？

ドーピングとは、以下に記載されている1つまたは2つ以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生すること

禁止物質またはその代謝物、もしくは  
マーカーが、アスリートの検体の中に存  
在すること

検査結果が陽性

アスリートが、禁止物質もしくは禁止方法を  
使用することまたはその使用を企てること。  
アスリート・バイオリジカル・パスポート  
(ABP)についても同様の扱い

禁止物質もしくは禁止方法を使用すること、又は、その使用を企てること

アスリートによる検体の採取の回避、  
拒否又は不履行

通告を受けてもドーピング・コントロール・ステーション (DCS: ドーピング検査室)  
に行かない、検査に応じない、必要な検体を提出しないなど

アスリートによる居場所情報関連義務違反

60分間の時間枠を指定していたにも関わらずその時間・場所におらず、検査未了  
(検査を受けられなかった) になること  
居場所情報を期限内に提出しないこと  
不十分もしくは間違った情報を提出すること (最新の情報にアップデートされていない  
ことを含む) など

---

アスリートまたはその他の人が、  
ドーピング・コントロールの一部に不正干渉  
を施すこと、または不正干渉を企てること

検査やドーピング・コントロールへの妨害  
聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること  
など

---

アスリートまたはサポートスタッフが、  
禁止物質又は禁止方法を保有すること

禁止物質をあなた自身が所持していること

---

アスリートまたはサポートスタッフが、  
禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を  
実行すること、または不正取引を企てること

禁止物質または禁止方法を販売すること、販売を企てること、供与（与えること）、  
輸送、送付、配送すること

---

アスリートまたはその他の人が、  
アスリートに対して禁止物質もしくは  
禁止方法を投与すること、または投与を  
企てること

アスリートに禁止物質を与えたり、与えようとする

---

アスリートまたはその他の人が、違反関与  
を行い、または違反関与を企てること

アンチ・ドーピング規則違反を隠したり、あらゆる意図的な違反への関与または  
関与の企て

---

アスリートまたはその他の人が、  
特定の対象者と関わる

資格停止期間中である者からトレーニング上のサポートを受けたり、サービス  
を受けたり・求めたり、活動をする

---

新項目！アスリートまたはその他の人が、  
当局への通報を阻止し、または当局への通報  
に対して報復する行為

誠実に通報する人に対して阻止する意図をもって脅迫（きょうはく）、威嚇（いかく）、  
または報復する行為

---

# 変更点

## 違反関与 / Complicity

- 「企て(Attempted)」を、アンチ・ドーピング規則違反(ADRV)として違反関与に追記
- 違反関与とは  
「アンチ・ドーピング規則違反、またはアンチ・ドーピング規則違反の企てのアンチ・ドーピング規則違反に関する、支援、助長、援助、教唆(きょうさ)、共謀(きょうぼう)、隠蔽(いんぺい)その他のあらゆる意図的な違反への関与または関与の企て」
- 制裁期間：2年～永久資格停止

## 特定の対象者との関わり

- 資格停止期間中であるサポートスタッフと、職務上またはスポーツと関連する立場で活動をしたり、関わってはなりません
- もしそのような行為があった場合は、特定の対象者との関わりにおける規則違反(Code 2.10項の違反)となります
- アンチ・ドーピング機関(ADOs)は、資格停止期間中である全てのサポートスタッフのリストを公開しなくてはなりません。ただし、アンチ・ドーピング機関は、事前にその人物が資格停止期間にあるかについての情報を提供する必要はありません。特定の対象者との関わりにおいては、アスリートが当該サポートスタッフへの関わりを禁止される状態にあることを知っていたことについて、アンチ・ドーピング機関が立証する必要があります

## 違反を通報する個人の保護：新違反項目

- ドーピング行為／アンチ・ドーピング規則違反（世界アンチ・ドーピング規程への不遵守を含む）に関して誠実に通報する人を阻止する行為
- ドーピング行為／アンチ・ドーピング規則違反の行為に関して通報する人に対して、報復する（仕返しする）行為
  - ・ 制裁期間：2年～永久資格停止



内部告発 (Whistleblowing)は、スポーツがクリーンであるための根幹です。アスリートやスポーツに関係する人は誰でも、ドーピングと疑われる行為をアンチ・ドーピング機関に報告することができます。WADAのSpeakUp報告窓口のプラットフォームでは、匿名・秘密に報告することができます。

## 検査拒否もしくは不正干渉への柔軟な制裁

- 例外的に、検査の採取に応じない場合（拒否）もしくは検査の手続きへの不正干渉に関する制裁期間は、2年～4年間

## 不正干渉 / Tampering

- 結果管理プロセスにおける不正干渉については、別のアンチ・ドーピング規則違反として問われることとなります
- 結果管理プロセスにおける不正干渉に関する制裁期間は、2年～4年間。結果管理プロセスに元々問われていた違反に対する制裁期間にプラスで、この不正干渉への制裁期間が加えられることとなります

## 加重事情

- 特別もしくは例外的な状況があった場合、2年間を上限とする追加の資格停止期間が加重される（加えられる）こともあります

## 実質的な支援

- 実質的な支援の提供が、スポーツにおけるドーピング、世界アンチ・ドーピング規程 (Code) の不遵守および／またはスポーツのインテグリティに関する何かしらの違反を発見することにつながった場合にのみ、資格停止期間が猶予（ゆうよ）されます
- 資格停止期間の短縮は、完全かつ信頼性のある情報の提供がアンチ・ドーピング機関 (ADO) を実際に支援したかどうかで決まります。もし提供された情報がADOの支援につながらなかった場合、資格停止期間の短縮とはなりません
- 世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) は、実質的な支援のために該当するアンチ・ドーピング規則違反を公表しないことに合意することができます

## 結果管理に関する合意

- アスリートが、「責任追及文書 (notice of charge)」を受領してから20日以内にアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) を自認した（自ら認めた）場合には、4年間の制裁期間が1年間に短縮する可能性もあります



実質的な支援とは、情報が提供されたことによって、例えばアンチ・ドーピング機関が他の人に対する違反の発見に至る、もしくは署名当事者による不適合の発見に至ることをいう

- アンチ・ドーピング機関、アスリートもしくはその他の人は、「事案解決合意 (Case Resolution Agreement)」をすることができます。その場合、該当する規則違反の事案自体の事実に基づき、制裁期間が決まります
- 「事案解決合意」については、不服申し立ての対象外です
- 「事案解決合意」を締結することをアスリートが求めた場合には、「条件付合意」に従って、アンチ・ドーピング機関に情報を提供することができます



責任追及文書とは、アンチ・ドーピング機構から規則違反が生じた旨が記載される正式な書面のことをいう



条件付合意 (Without Prejudice Agreement) とは、アスリートとアンチ・ドーピング機関の両者により合意されない限り、合意されたものを聴聞会にて後日使用してはならないことをいう

## 複数回の違反に関する規則の改善点

- 2回目のアンチ・ドーピング規則違反 (ADRV) に対する制裁期間の決定については、事案全体の事実および過誤の程度の状況により判断されるようになりました（より比例的な判断）。また、2つの違反の順番により制裁期間が決まるということにはなりません

例えば、ドーピング調査もしくは保管された検体の再分析の一環で、既に規則違反となる12か月以上前に採取された検体から、違反が疑われる報告 (AAF) がされることもあります。



その際には、両方の規則違反を1つの違反として捉えることとなります。

2回目に規則違反となった違反の制裁期間は、既に課されている資格停止期間制裁に追加されることとなります。

## はく奪された賞金

- もしアンチ・ドーピング機関 (ADO)が、はく奪された賞金を違反となったアスリートから回収した場合、はく奪されたアスリートが競技しなかったならばその賞金の権利を有していたとされるアスリートに、その賞金を割り当て、分配するための合理的な手段をふみます
- 国際競技連盟 (IF)は、再分配された賞金とそのIFのアスリートのランキングのために考慮されるかどうかについて、各IFの規則に定めることとなります

## 暫定的資格停止に対する違反

- 暫定的資格停止 (ざんていてきしかくていし) 期間中のアスリートは、いかなる立場でも一切のスポーツ活動に参加することができません。しかし、その暫定的資格停止期間中にスポーツ活動を続けていた場合は、暫定的資格停止期間は実際の制裁の期間が課された際には考慮に入れられません
- 暫定的資格停止期間中のアスリートの競技会の結果は、失効します

## 署名当事者の不遵守に対する制裁とアスリートへの影響

- 『署名当事者の規程遵守に関する国際基準 (ISCCS)』には、署名当事者が世界アンチ・ドーピング規程 (Code) に対して不遵守であった場合のプロセスと措置について記載されています
- 署名当事者がCodeに不遵守であった場合、最後の手段としては、アスリートが国際競技大会に出場できなくなります



## 聴聞会 & 不服申し立て — 新しい点は？

- 公正な聴聞会がさらに厳格に開かれることとなります。つまり聴聞会は公正かつ公平で、結果管理機関 (RMA) から運営上独立されており、事案のドーピング調査、そして事案を進行させる判断に関与していないことを確保します。さらに、不服申し立て機関は、RMAから組織的に独立している必要があります
- アスリートもしくはその他の人は、聴聞会の開催が遅れていることが、自身の過誤ではないことを証明する必要があります
- 不服申し立てをするどの当事者（機関もしくは個人）も、第1審の聴聞会で提示されなかった証拠、法的議論および主張を提出することができます。新しい証拠は、第1審で提起されまたは取り扱われたのと同じ請求原因、または同じ一般的な事実もしくは状況と関係してはなりません
- 国内の不服申し立て機関が、公正かつ公平で、運営上の独立性そして組織的な独立性を有していない場合、アスリートもしくはその他の人は、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) に不服申し立てをする権利があります



## 最後に

- この『アスリートガイド』には、2021Codeにおける最も重要な変更点で、あなた自身アスリートとして、そして仲間のアスリートにとって、大きく影響を受ける内容をまとめています。さらに、あなた自身が常に認識をすることができるように、アンチ・ドーピングにおける主要となるポイントもハイライトしています。
- 2021Codeと国際基準について、WADAが提供するE ラーニングのプラットフォーム“ADEL”でさらに学ぶことができます。ADELに登録し、試してみましょう  
<https://adel.wada-ama.org>（言語＝英語、日本語への翻訳は随時更新予定）
- WADAのウェブサイト ([www.wada-ama.org](http://www.wada-ama.org)) から、2021Codeと国際基準を確認できます。  
 日本語訳 (JADAウェブサイト)：  
<https://www.playtruejapan.org/code/provision/2021codeis.html>
- アンチ・ドーピング規則が変更となったことを、あなた自身のNADO、IFの情報を確認するようにしましょう。そして教育マテリアルを読み、教育プログラムに積極的に参加していきましょう。





WADA's regulatory documents are available on the Agency's website. The material that WADA provides on its ADEL platform is intended for educational and informational purposes only. Any content or language used within the ADEL material would not supersede the provisions of the World Anti-Doping Code and/or the International Standards.

ADEL and its education courses and information resources are managed by WADA and published by WADA in English.

This version has been kindly translated by the **Japan Anti-Doping Agency (JADA)**

In any case of any discrepancies between the English version or any version sponsored by an Anti-Doping Organization, the English version shall prevail.

#### HEAD OFFICE

800 Place Victoria, Suite 1700  
P.O. Box 120  
Montreal, Quebec, Canada H4Z 1B7  
T +1.514.904.9232  
F +1.514.904.8650

#### AFRICA

Protea Assurance Building  
8th Floor, Greenmarket Square  
Cape Town, 8001, South Africa  
T +27.21.483.9790  
F +27.21.483.9791

#### ASIA / OCEANIA

C/O Japan Institute of Sports Sciences  
3-15-1 Nishigaoka, Kita-Ku  
Tokyo, 115-0056, Japan  
T +81.3.5963.4321  
F +81.3.5963.4320

#### EUROPE

Maison du Sport International  
Avenue de Rhodanie 54  
1007 Lausanne, Switzerland  
T +41.21.343.43.40  
F +41.21.343.43.41

#### LATIN AMERICA

World Trade Center Montevideo  
Tower II, Unit 712  
Calle Luis A de Herrera 1248  
Montevideo, Uruguay  
T +598.2.623.5206  
F +598.2.623.5207

WADAの規定文章は、WADAのウェブサイトにて公表されている。ADELプラットフォームに掲載している教材は、教育的、情報提供の目的のみに使用されるものである。ADELにある教材内の内容や用語は、世界アンチ・ドーピング規程および／または国際基準を優先するものではない。

ADELとその教育コースと情報リソースは、WADAにより管理され、英語にて公表されるものである。

本バージョンは、日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)の努力により日本語に翻訳されたものである。

英語版とアンチ・ドーピング機関が翻訳した翻訳版との間に齟齬が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

-  [wada-ama.org](http://wada-ama.org)
-  [twitter.com/wada\\_ama](https://twitter.com/wada_ama)
-  [facebook.com/wada.ama](https://facebook.com/wada.ama)
-  [wada\\_ama](mailto:wada_ama)
-  [linkedin.com/company/wada/](https://linkedin.com/company/wada/)
-  [info@wada-ama.org](mailto:info@wada-ama.org)